

方法書についての技術委員会意見等集約表(案)

資料3

注)「意見」:技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見(知事意見の作成に反映される) 「指摘事項」:今後、準備書作成に当たり記載内容等について整備を求める指摘

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
1	全般	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各予測評価項目の評価方法について、「環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか評価する」とあるが、それを具体的に示すためには、現況との比較を明記し、現況を大きく悪化させないことを説明する必要がある。最も極端な場合、実行可能な保全対策をすべて実施しても現況が大きく悪化するのであれば、事業は実施できないことになるという認識を持っていただくようお願いしたい。 	意見	番号1,15を集約	<p>環境影響評価の実施にあたっては、環境基準を下回っていても現況を大きく悪化することのないよう影響を回避・低減することが重要であるため、そうした観点により評価を実施すること。</p>	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見については、至極当然のことと受け止めております。私どもといたしましても、こういったことを念頭に置きながらアセスに取り組んでまいりたいと思います。 <p>【第1回審議 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指摘内容を踏まえ、影響評価を進めます。
2	全般	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料3 方法書の意見書に対する事業者見解については概ね妥当と考えますが、出された意見の意図と若干ずれがある回答が何ヶ所かある。。例えば、悪臭についての質問及び事業者見解において、事業者が悪臭について全く問題がないと考えているという捉え方を住民の方がされている可能性がある。実施しないことはおかしいという意見に対しては、まずは実施するということは最初に明記した上、説明をされた方が良いと思う。 	指摘事項		<p>環境影響評価の実施にあたっては、住民から出された意見等に対し、その意図を十分に把握した上、実施する内容が伝わるよう丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>【第2回審議 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、意見書に対する事業者見解について見直しを行います。 <p><見直し後の見解></p> <p>「新クリーンセンター建設に当たり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。焼却施設の稼働に伴う影響については、現地調査を実施し、事業計画を踏まえ、影響予測を実施します。」</p>
3	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却残さの搬出先は想定されているのか。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、検討中です。
4	事業計画	佐藤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設候補地はごみ収集範囲の一番端に位置するが、今後何十年もごみを搬入するに当たっては、運搬の予算等も考慮して場所を選定されたのか。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若干、経過の中で触れましたが、今回の候補地決定にあたっては公募で行った。市として一定の評価はしましたが、端だからダメということではありません。 3つ応募のあった中で総合的に1番よかったと、又、これについては収集範囲となっているそれぞれの自治体も当然納得している場所です。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
5	事業計画	中村寛志委員	【第1回審議】 ・方法書P2-1の整備方針において、「資源エネルギーの有効利用が図れる施設」とあるが、その内容をお聞きしたい。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・資源エネルギーの有効活用ということですが、熱エネルギーということになりますので、出来る限り熱エネルギーを回収、活用した施設ということです。
6	事業計画	塩田委員	【第2回審議】 ・資料3 方法書の意見書に対する事業者見解で、高速道路を使用する理由については回答されているが、高速料金については触れられていない。料金を支払うことによって環境保全へのメリットを明記したほうが良いのではないか。	記録	事業計画に対する提言等		【第2回審議回答】 ・高速道路の検討は、地元平根地区との協議において、地区内は交通安全上の問題からできるだけ通行しないでいただきたいとの要望があったため、高速道路を利用する案が有力であります。高速道路のうち、中部横断自動車道は無料区間であり、上信越自動車道の利用料金は片道200円程度となります。交通安全面を重視した表現方法について、工夫してまいります。 【第2回審議後 事後回答】 ・意見を踏まえて、意見書に対する事業者見解について見直しを行います。 <見直し後の見解> 「高速道路に係る経費は、中部横断自動車道は無料区間であるため、上信越自動車道部分についてのみ片道200円程度の利用料金となり、運搬費に上乗せとなりますが、対象事業実施区域(建設候補地)周辺における交通渋滞の緩和、事故発生リスク軽減など、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。」
7	大気質	野見山委員	【第1回審議】 ・微小粒子状物質(PM2.5)について、方法書に数値及び予測の記載がないが、測定を実施した方がよいのではないか。	指摘事項	微小粒子状物質については予測手法が確立されていないが、今後の予測手法の確立に備え、データの蓄積に努めること。		【第1回審議回答】 ・PM2.5について測定した方がよいとのことですが、持ち帰り検討させていただきます。しかし、予測評価に用いることについては、現在インベントリのデータ等整理している状態であるということや、二次粒子の生成等の問題があるため、なかなか予測までできないのではないかと。ということもあり、今回項目の選定からは外しています。 【第1回審議後 事後回答】 ・PM2.5は、予測手法が確立されていないため、環境影響評価項目の対象外といたします。但し、準備書では、事業計画における排ガスの想定計画値に係る記述において、「微小粒子状物質(PM2.5)に対しては、排出基準が定められておりませんが、今後、煙突排ガスの排出に伴う影響が想定された場合は、必要な措置を講じる計画である。」旨、事業者努力として実施する配慮事項を追記いたします。また、存在・供用時の環境影響評価項目の選定理由において、大気質(環境基準が設定されている物質)の選定根拠にも同様の文章を追記いたします。さらに、対象事業実施区域及びその周辺におけるPM2.5の現況については、一般環境大気測定局である佐久局での測定結果を引用し、整理いたします。
8	大気質	小澤委員	【第1回審議】 ・事業計画の排ガスに係る計画値ということで、ダイオキシンの法規制値を1ng-TEQ/Nm3以下としている。炉が2つに分かれているからという考え方もあるが、ダイオキシン類特別措置法を踏まえると、評価する場合は2炉合わせて10分の1とした0.1 ng-TEQ/Nm3以下にするのがよろしいと思うが。	意見	大気質の予測におけるダイオキシン類の排出濃度については、2炉を合算した場合の処理能力を基に設定すること。		【第1回審議回答】 ・法規制の1炉あたりの考え方ということで記載しましたが、御指摘いただいた内容で今後記載を修正し、自主規制値も考慮し影響予測・評価を進めてまいります。また、自主基準という形ではあらかわしていませんが、アセスの中で大気質等の調査を踏まえ、自主基準を設定していきたいと考えています。 【第1回審議後 事後回答】 ・大気質に係るダイオキシン類の評価目標値の見直しを行い、影響評価を進めます。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
9	大気質	鈴木委員	【第1回審議】 ・大気質の現地調査地点について方法書に記載されているが、調査項目が異なる地点については色分けか、マークを分けて記載してはいかがか。	記録	記述内容に関する修正等		【第1回審議回答】 ・調査地点の色分けについては、準備書の方で工夫して標記します。 【第1回審議後 事後回答】 ・準備書以降では、大気質調査地点位置図の凡例を修正します。
10	大気質	鈴木委員	【第1回審議】 ・面替地区の農地で上層気象観測を行う計画となっており、湯川の河床から測定した方が上層まで把握できるという説明であったが、建設候補地と離れていること、湯川沿いの風の流れの影響及び気温が実施区域と異なる結果が出る心配があるが、いかがか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・上層気象の関係ですが、川の影響もあるということで測ってみないとわからないところがありますので、実施し、データの把握を行います。今回の場合、計画地については、河岸段丘の上の方にあり、集落については、河岸段丘の下の方にもあるとのことから、下の方から測った方がよいだらうということに加え、地元の方へのヒアリングの際に、冬場は、特に標高の低い所で霧が滞留しやすいということもありましたので、下の方から上層気象、気温について測り、逆転層などが生じていないか、確認をしていきたいと考えております。 【第1回審議後 事後回答】 ・上層気象の観測地は、当初計画どおりといたします。
11	大気質	鈴木委員	【第1回審議】 ・実施区域の南東側にはスキー場のゲレンデがあり、冬に吹く北西向きの風の影響によりばい煙等が斜面を伝って上昇することが想定されるため、ゲレンデ上に調査地点を設定してはいかがか。 ・夏場にもゲレンデから山風が吹く可能性があることから、ゲレンデの上の方についても冬及び夏場にも測定地点を設置してはいかがか。	意見		対象事業実施区域の南東側にあるスキー場のゲレンデに伝う風の影響が想定されることから、気象観測の調査地点の追加について検討すること。	【第1回審議回答】 ・ゲレンデへの影響ということですが、気象については、三次元のマスコンモデルということで、この地域全体の気流の流れなどをまず押さえて、予測をしたいと考えています。冬場、ゲレンデの方へ測定機材を置けるかどうかという技術的な問題もありますので、その辺り検討していきたいと思えます。 【第1回審議 事後回答】 ・三次元マスコンモデルによる再現性を確認するために、バッテリーで稼働する風向・風速計をスキー場ゲレンデ頂上付近に設置し、4季における地上気象観測を追加いたします。
12	大気質 悪臭	片谷委員	【第2回審議】 ・悪臭の予測を大気拡散式で行うこととなっているが、発生量及び排出強度をどのように設定されるか。 【回答後】 ・排出強度については現有施設のデータを使うと言うことであれば、施設規模や炉の構造の違い等による増減も配慮した上、設定していただきたい。	意見		悪臭の予測・評価における現有施設のデータの使用については、建設予定施設との規模や炉の構造の違いを十分考慮すること。	【第2回審議回答】 ・悪臭の予測に係る原単位の設定については、方法書P4-45に佐久クリーンセンターにおけるピットの源臭と、排ガス量は違いますが、ごみ質は一致しておりますので、焼却したものの煙突排ガスによる臭気指数、特定悪臭物質の濃度を測って設定する予定です。そこから大気拡散式へ回します。施設からの漏洩については、類似事例の引用、若しくは解析により距離減衰をとって、どのくらいが敷地境界まででクリアできるかを見る予定です。 【第2回審議後 事後回答】 ・意見を踏まえて、悪臭に係る影響予測を行います。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
13	大気質	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコンモデルで大気質に係る計算を行うということであるが、どのような条件を設定し、何ケース計算されるのか。 <p>【回答後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それだけ計算される姿勢なら、問題ないと思われる。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコンモデルは長期濃度の予測になりますので、風向については16、安定度については、気象の調査をしてみないと分かりませんが、3以上となると思います。風速のランクについても、実施してみないと分かりませんが、200から300、あるいは500程度の予測を掛ける必要を可能性として考えています。
14	騒音 振動 低周波音	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・低周波音の調査頻度は晩秋1回ということだが、もう少しきめ細やかに実施しなくてよいか。 	意見	騒音、振動及び低周波音の調査時期については周辺環境等を考慮し、年間を通じた状況が把握できるよう設定すること。		<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動の晩秋1回ということですが、季節変動よりも日間の変動に着目をし、1回とさせていただきます。晩秋というのは、当該地が自然環境のとても豊かな所でもありますので、虫の鳴き声なども入ってきてしまいますので、そういうものが一番除ける晩秋ということで設定をさせていただきました。 <p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設候補地で当初計画していた騒音、振動の晩秋1回に加えて、佐久スキーガーデンパラダの営業期間である冬季に調査を1回追加いたします。北パラダセンターハウスでも、騒音、振動を冬季に1回調査し、その調査結果は触れ合い活動の場の影響予測にも活用します。
		亀山委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野見山委員からは調査の頻度が少ないのではないかと御指摘いただいた訳であり、虫の声云々というのは雑な答えではないかと思うので、それをもとに調査頻度を決めるべきかどうかという疑問があるので、再考してほしいという指摘と思う。 				<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘については、持ち帰り検討させていただきます。 <p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間について、長野県環境影響評価技術指針に定められておりますが、再度見直しを行い、検討をしたところ、上記回答のとおりです。
15	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議 事後意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の評価手法として、騒音に係る環境基準を環境保全目標としているが、地域指定がされていない、もともと静かな場所においては、環境基準と比較することはいかがか。 	意見	番号1,15を 集約	番号1に記載	<p>【事業者見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設稼動に伴う騒音の評価は、敷地境界での騒音レベル予測結果について、対象事業実施区域周辺の土地利用を勘案して環境基準のあてはめを行い、比較するとともに、現況値との差分についても評価することとしております。
16	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の騒音については騒音規制法で規制されているため、調査手法として騒音規制法による手法を加えた方がよい。 	意見			<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり記載いたします。 <p>【第2回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音に係る現地調査内容の調査手法として騒音規制法に基づく手法を追加します。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
17	低周波音	塩田委員	【第1回審議 事後意見】 ・低周波音の予測評価にあたっては「低周波音問題対応の手引書」に記載されている参照値を環境保全目標値として使用せず、施設稼働前後の測定結果について比較検討を行い、もし数値が基準をオーバーしてしまつたら、新たな科学的知見に基づいた環境保全の措置により対応するような形としてはどうか。	意見	番号 17. 18. 19を 集約	施設の稼働に伴う低周波音の予測評価については、文献・資料等により情報を収集し、様々な知見等を参考にして実施すること。また、評価結果を検証するため、事後調査の実施を検討すること。	【事業者見解】 ・低周波音に係る影響評価にあたっては、「低周波音問題対応の手引書」に記載されている参照値も参考としつつ、意見内容を踏まえ、必要に応じて新たな科学的知見に基づく追加的な環境保全措置の必要性についても検討いたします。
18	低周波音	塩田委員	【第1回審議 事後意見】 ・低周波音の評価の方法として、受音側において影響がないとされる目標値を設定し、その数値から逆算して発生源における目標を定めてはいかかが。	意見			【事業者見解】 ・施設稼働に伴う低周波音の予測は、詳細な施設計画により行うため、今後、当該計画の検討時期との兼ね合いを踏まえて、意見内容について検討します。
19	低周波音	塩田委員	【第1回審議 事後意見】 ・低周波音についての研究が進んでおり、国内海外問わず様々な知見が出されているため、そういったものを調べていただいた上、今後の資料に記載していただければ事業者としてしっかり調査をされていることが見えるので、お願いしたい。	意見			【事業者見解】 ・意見を踏まえて、今後、低周波音に係る予測評価のとりまとめを実施します。
20	悪臭	塩田委員	【第1回審議 事後意見】 ・時間帯によるごみ搬入車両の集中により、車両が待機を余儀なくされ、悪臭等の二次的な影響が発生しないよう留意されたい。	指摘事項			ごみ収集車両の時間的な集中により、悪臭が発生しないよう留意すること。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
21	悪臭	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭については夏季1回のみ測定となっているが、四季の調査が必要ではないか。 <p>【片谷委員（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭などの苦情が出た際の規制を検討する趣旨の環境項目については、常に最大を押さえればよいという考えで良いと思う。夏に1回測定する方法は過去のほぼ全てのアセス事例で使われており、至極妥当と考えます。 	記録	自主対応に関する提言等		<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭については、夏季1回ということでは有機物等の分解が大きい時期ということで、夏に1回とらせていただいたところです。今回の場合特に4季節の必要性は無いと考えさせていただきました。 <p>【第2回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭影響が最大となる夏季を対象として、当初計画どおり夏季1回とします。 ・片谷委員の意見を踏まえて、悪臭に係る調査、影響予測を行います。
22	悪臭	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ運搬車両の洗車施設を設ける予定はあるか。設ける場合は予測評価の対象とするべきである。 <p>【回答後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗車施設は処理施設の付属設備であるので、別の環境影響要因とした方が適切ではないか。 	意見		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集車両洗車施設については、施設そのものが悪臭発生源になる可能性があるため、焼却施設とは別の環境要因として予測評価を行うこと。 	<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗車施設の整備は計画しております。それに対する予測について、洗車施設の稼働は、施設全体の稼働に含まれておりますので、焼却施設の稼働という位置づけで考えております。 <p>【第2回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ搬出入車両の洗車施設は整備する計画でありますので、影響要因に「搬出入車両に係る洗車施設の稼働」を追加します。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
23	水質	野見山委員	【第1回審議】 ・調査頻度と時期について、生活環境項目については年4回測定することになっているが、健康項目・ダイオキシンについては年2回となっている。もう少し調査頻度が必要ではないか。	意見	番号23、24、25を 集約	水質・土壤に関する環境影響の予測評価にあたっては、季節変動の大きい項目に十分留意し、調査時期・頻度については既存の調査データや類似事例を参考にして実施すること。	【第1回審議回答】 ・水質については、年4回、健康項目については年2回と湯水期、豊水期等を含め、年間の変動をある程度把握できる範囲を想定させていただきました。こちらとしては十分ではないかと考えています。 【第1回審議後 事後回答】 ・健康項目は、季節変動を受けやすい項目はなく、対象事業実施区域周辺には発生源となるような施設等も存在しないことから、年2回と考えております。
24	土壤汚染	野見山委員	【第1回審議】 ・土壤の測定回数は1回であるが、これももう少し頻度が必要ではないか。	意見			【第1回審議回答】 ・土壤については、大きな変動も無いと考えているので、1回としています。 【第1回審議後 事後回答】 ・土壤についても、季節変動を受けやすい項目はなく、対象事業実施区域周辺には発生源となるような施設等も存在しないことから、年1回と考えております。
25	水質 土壤汚染	野見山委員 片谷委員	【第2回審議】 ・資料1 No.7～8の回答では健康項目は季節変動を受けやすい項目がないとされているが、その根拠は。水質・土壤は季節変動を受けやすいので増やすべきと考える。 ・基本的には年変動の有無についての予測は難しいと思う。大気質など、ある程度詳細なデータがそろった項目と違い、水質は変動があることを前提に調査を行うものであるため、ある程度の頻度が必要ではないか。 ・何かあった後に困るという意味で、頻繁にある程度調査を行うという大前提を考えると、頻度を減らすことは厳しいのではないかと。 【第2回審議 事後意見】 ・水質に関する調査のうち、人の健康に関する項目において、濃度の変動が予想されるのは、砒素、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、PCB等、を念頭においています。 また、これらにダイオキシンを加え、それらの物質の及ぼす毒性、健康影響を念頭におけば、より慎重な対応が必要であると思われる。 【第2回審議】 ・水質に関する野見山委員のご指摘と事業者からの回答において、現地調査の回数と予測を季節別に行うかということが混在しているように聞こえた。 ・現地調査について、季節変動が大きい項目は増やした方がよいが、過去の調査データがあるものに関しては、それをできるだけ活用すればよい。予測に関しては、季節変動がある項目について、その季節性が表現できるタイミングの設定を考える必要がある。現地調査と予測については、全く同列には扱えないと感じております。	意見			【第2回審議回答】 水質の健康項目について、例えばこういった項目の季節変動が大きいかを教えていただけるようお願いします。 ・ごみ質によって出てくる排ガスや水質については、それ程大きな変動は無いのではないかと思いますし、ストレートに排水が出るものではありません。排ガス処理や水処理によって、一定の濃度に抑えて排出するものですので、大きく環境への影響を与える変動はないものと認識していますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討させていただきます。 【第2回審議後 事後回答】 ・健康項目の水質測定については、長野県が湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果も参考とし、県の技術指針マニュアルに基づき、年2回の測定を基本に考えておりますが、調査の中で有害物質が検出された場合は、その項目について調査回数を増やして対応することを検討します。なお、土壤については、対象事業実施区域(建設候補地)において、全ての土壤環境基準項目を対象に実施したいと考えておりますが、土壤汚染は、蓄積性の汚染が主であり、経時的変動はあまり想定されないとの考え方から、県の技術指針マニュアルに基づき、年1回とします。
						【第2回審議後 事後回答】 ・水質の健康項目に係る現地調査については、上記事後回答のとおり、長野県が湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果も参考とし、県の技術指針マニュアルに基づき、年2回の測定を基本に考えておりますが、調査の中で有害物質が検出された場合は、その項目について調査回数を増やして対応することを検討します。また、意見を踏まえて、水質に係る影響予測を行います。	

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
26	水象	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水調査について、対象事業実施区域周辺の井戸の調査と記載されているが、地点は把握されているか。水位観測に使える井戸が近傍にあれば、なるべく沢山データを集めた方がよいので、把握していただくようお願いしたい。 	意見		<p>地下水調査については、可能な限り多くの周辺井戸について、深度、揚水量等の基本的なデータを把握すること。</p>	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の分布状況については、予備調査の段階で何ヶ所かは地元の方からヒアリングを行っているが、今後、更に聞き取りを行い、調査を行います。ボーリング孔以外にも、1箇所既存井戸があります。現時点では聞き取り中ということもありますので、記載されておりませんが、今後も、更に聞き取りを進め、調査に反映させたいと思います。 <p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元の方への聞き取りの結果、3箇所の既存井戸を確認し、対象事業実施区域の近傍における調査対象井戸に選定します。
27	水象	富樫委員	<p>【第1回審議 事後意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の地下水利用について今後聞き取り調査を行うとされていますが、その際の調査項目を示してください。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		<p>【事業者見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の地下水利用調査は、調査時点における利用状況の聞き取りに加えて、井戸構造、現況の地下水位、現地の水質測定項目（pH、電気伝導率、水温、調査時の気温）を調査する計画です。
28	土壌汚染	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料3 方法書の意見書に対する事業者見解において、土壌汚染の現地調査に係る環境基準項目の測定項目が（カドミウム、鉛、水銀、ダイオキシン類）と限定されるような表現となっているが、この項目だけを測定されるのか。 <p>【回答後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査で重点的な項目以外の項目は行わないとなると、土壌の環境基準に係る情報がない状況となってしまうため、例えば対象事業実施区域では重点的に一定の項目を測定するなど、土壌汚染に関する項目に係る全体的なデータが事業の比較対象の材料として必要ではないか。 	意見		<p>土壌の汚染に係る環境基準項目の測定については、事業実施後の比較対象の資料とすることを前提とした地点を設定して、全項目のデータを把握するよう努めること。</p>	<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に一般廃棄物の方から排ガスとして拡散する可能性がある重金属のみを対象としたところです。土壌環境基準項目の全てを調査するということではありません。 <p>・土壌汚染について全項目を設ける地点があっても良いのではというご意見の趣旨を踏まえ、前向きな方向で対処します。</p>

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
29	地形・地質	花里委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は山に接近しているため、深層崩壊について国交省の情報を確認したり、必要があれば独自に調査を行うことで安全性を確認したり、又は深層崩壊が起きて影響が及ばないような建物の作り方を検討する必要がある。 	意見	番号 29, 30, 31を 集約	土地の安定性については、土砂災害警戒区域等が近隣に存在することを踏まえ、調査の内容を再度整理して、評価項目の選定を行い予測評価を実施すること。	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘については、持ち帰り検討させていただきます。 【第1回審議後 事後回答】 ・平成24年9月10日付けで国土交通省が公表した深層崩壊に係る資料によると対象事業実施区域(建設候補地)における深層崩壊の可能性は低いとされていますが、今後、詳細な地質・地下水調査を行い、その調査結果を踏まえて土地の安定性及び建物設計について検討いたします。
			<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場付近にゲレンデがあるが、そこで大雨が降ることにより水が出たり冬場に雪崩が起きる可能性があるため、問題が起きないように検討する必要があるのではないか。 【亀山委員長】 ・方法書に砂防法の指定状況等が記載されており、ゲレンデは土砂災害警戒区域であり、その東方面には土砂災害特別警戒区域に指定されている場所もあるが、このことを含めていかかがか。 				<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘については、持ち帰り検討させていただきます。 【第1回審議後 事後回答】 ・対象事業実施区域(建設候補地)において、地下水位観測孔を設置し、地下水の状況を把握するとともに、対象事業実施区域東側の舟ヶ沢及び西側のゲレンデ沢について流量を継続的に調査する計画で、その調査結果を踏まえて危険性等について検討します。
30	地形・地質	花里委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水を調査することで、雪崩の危険性は確認できるのか。 ・過去に雪崩が起きたかといった記録があれば、調べていただきたい。最近は気象状況が変わってきていることもご留意いただきたい。 	意見			<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表層の雪崩については、その他の気象条件によりますが、深層のものについては、地下水の流れが起因する場合がありますので、それについても配慮して測定を行うということです。 ・北パラダスキー場はほぼ人口雪です。スキー場開発して20年くらい経ちますが、雪崩は起きたことはありません。
31	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域においては詳細な地質、地下水調査を行うという見解であるが、方法書では簡略化項目に選定されている。詳細な調査を行うとすれば標準化あるいは重点化項目に選定されるべきであるが、簡略化した調査で済むと言うことであれば分かるよう示していただきたい。 【亀山委員長】 ・一般的にいえば危険な場所であると受け取れるため、この部分は明確にしていきたい。 	意見			<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の中では簡略化項目としていますが、現在、アクセスの手続きとは別に地質調査を進めています。そちらの結果も踏まえた上で総合的に対応することを考えています。ご指摘の簡略化項目について、標準項目等とするかは、持ち帰り検討いたします。 【第2回審議後 事後回答】 ・地形・地質項目は「簡略化項目」として位置づけていますが、調査、予測内容は「標準項目」と遜色ないレベルで対応する計画でありますので、「標準項目」に修正します。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
32	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書P3-67に地象の状況についての記載があるが、これでは一般の方には分からないのではないか。地形がどのように複雑で、どういった特徴があるかということに記載していただきたい。 ・例えば現地が典型的な田切地形であることや、土砂災害警戒区域の分布については湯川の左岸側の山地に集中しているといった傾向があるので、そういったものを含めた地域の概況について、一般の方に分かりやすいよう説明したうえで、簡易化項目という形にしていきたい。 	意見	番号32, 33を 集約	地形地質については、土地の改変をほとんど伴わない場合を除き、地形を評価項目に加えること。また、対象事業実施区域及びその周辺の状況について、地形の複雑性や特徴を記載すること。	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質の記載内容については、見直しいたします。 <p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書以降の地域概況の中で対象事業実施区域及びその周辺の地形・地質に係る説明文を修正します。 ・土砂災害警戒区域等、指導いただいた内容を整理し、準備書に掲載します。
33	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議 事後意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の概況における地象の説明については、対象事業実施区域およびその周辺について以下の点に留意して、一般の人にもわかるような簡潔な説明を加えてください。 (1) 地形：湯川の左岸、右岸における地形の違いと、その特徴。谷地形の特徴（いわゆる田切地形のことを含めて）。 (2) 地質：基本の地質層序と各地層の特徴、地質と地形との関連。 (3) 土砂災害警戒区域等の指定地の分布と、地形地質との関連。 	意見			<p>【事業者見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえて、地域の概況における地象について、準備書には一般の人にもわかるように説明を記載します。
34	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地形地質について、日本のレッドデータブックに該当する地形がないと言うだけで、保存すべき地形はない旨記載されているが、基本的に現地形、自然の地形があれば保存の対象となることを認識していただきたい。 	記録	自主対応に関する提言等	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地形・地質については、今一度認識を改め、対応いたします。 <p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質項目では、「土地の安定性」に加え、「地形」も環境影響評価項目として選定します。 	
35	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議 事後意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書3-6ページで使われている用語について、以下のように修正されるとよいと思います。 ・第三紀層→新第三紀層に修正（以前使われていた「第三紀層」という用語は現在は国際的にも使わないことになっています） ・第一軽石流堆積物→小諸第1火砕流（または小諸第1軽石流） 	記録	記述内容に関する修正等	<p>【事業者見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおり準備書で修正します。 	

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
36	地形・地質	富樫委員	【第1回審議 事後意見】 ・施設整備にあたり設計上必要とされる掘削部分の面積と深さについて、現時点で想定される数字(最大値)を示してください。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【事業者見解】 ・現在、測量成果に基づき造成方針を検討中であり、現時点では想定される数字(最大値)を示すことはできませんが、年度内に造成方針を決定するため、準備書には設計上必要とされる掘削部分の面積と深さを記載します。
37	地形・地質	富樫委員	【第2回審議】 ・造成方針については検討中で決まっていなかったことだが、造成の規模等に基づき調査・予測方法が決まるはずである。基本計画が決まっていなかったことではアセスはまだ早いのではと考えられるので、今考えられる最大規模の範囲内でお示しいただきたい。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第2回審議回答】 ・測量は既に済んでおり、現在、造成方針の検討に入っております。最大値ということで出来るだけ具体的な範囲を示してまいります。 【第2回審議後 事後回答】 ・現時点において、掘削部分の面積は最大約12,000㎡(幅200m×奥行60m)、深さは約5～7m程度を想定しております。
38	植物	大窪委員	【第1回審議】 ・植物の調査範囲をもう少し広げていただけないか。流域を考慮に入れた調査範囲ということで細長い形になっているが、円に近い形にしてはどうか。 ・植物相のリストを見ると、希少植物の1つとして、その中心となる水生植物が里地に出てくるような特徴がフロラの特徴として挙げられているので、これらも対象種となるような調査範囲として設定してはどうか。	記録	自主対応に関する提言等		【第1回審議回答】 ・調査範囲の設定について、今回、焼却施設の大部分がある程度造成された箇所に設置されるので、ポイント的な開発となります。建設候補地周辺の自然環境の状況を踏まえ、生態系を考える際の1つの単位として小流域が挙げられるだろうということで調査範囲を設定しております。旧建設省・面開発アセスマニュアルでも、計画地から片側200mの範囲内を調査範囲に設定することになっています。 今回の場合は、ある程度自然豊かな場所が多いので、広めに調査範囲を設定しています。 【第1回審議後 事後回答】 ・当初計画で設定した調査範囲を対象に現地調査を実施します。
39	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・植物相のリストについて、平成5年のデータが引用されているが、それより新しいものはないか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・建設候補地周辺に絞った既存資料となると、平成5年以降の資料は未確認です。
40	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・植物相について、対象事業実施区域周辺においては113科592種の植物が確認されていることが記載しているが、そのリストはあるか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・リストはあります。今後、実施する現地調査の確認種リストと合わせて整理して参ります。 【第1回審議後 事後回答】 ・今後、実施する現地調査の確認種リストと合わせて整理します。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
41	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・対象事業実施区域付近は日本を代表する珍しい地域である。東北海道と東信州という日本に2点しか存在しない植生のグループが存在し、ヤエガワカンバ等非常に稀な種も生育しているような、日本として非常に大切な場所であることはアピールしていただきたい。	意見		対象事業実施区域付近はヤエガワカンバ等の希少種が生育することを考慮の上、現地調査を実施すること。	【第1回審議回答】 ・貴重な植物相についてご指摘を踏まえ、調査に入るようにいたします。 【第1回審議後 事後回答】 ・現地調査時点において指導内容を考慮し、現地調査を実施いたします。
42	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・佐久市と御代田町についての最新の植物誌が出ていると思うので、確認していただきたい。	記録	記述内容に関する修正等		【第1回審議後 事後回答】 ・準備書作成時点で、最新の植物誌も既存資料調査の対象資料に追加します。
43	動物	中村寛志委員	【第1回審議】 ・方法書P3-79の動物の注目すべき種のリストについて、環境省より最新のレッドリスト(RL)が公表されているが、現地調査実施後の反映予定はあるのか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・RLの反映ということですが、準備書以降、反映させます。 【第1回審議後 事後回答】 ・準備書以降では、注目すべき種の選定基準として新RLを追加します。
44	動物	中村寛志委員	【第1回審議】 ・佐久スキーガーデンパラダのゲレンデでは草原性の昆虫類が存在するが、そのエリアは任意採取の場所に含まれるか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・昆虫のゲレンデ内での任意採取ということですが、当該地周辺を含む小流域に加え、湯川沿いを含む一帯としていますので、ゲレンデも含まれています。
45	動物	亀山委員長	【第1回審議】 ・希少野生種のおオタカについては大丈夫か。営巣等の状況は何か把握されているか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・オオタカについては、今回、スキー場を整備する際の環境調査資料(平成4年度作成)を基にして予備調査範囲内にオオタカやハイタカの確認情報を得ております。繁殖の有無等については現時点では把握しておりません。P4-69に動物の調査地域の図面にあるように定点観察を通じた行動圏調査を行い、周辺の繁殖状況や利用状況を確認したいと考えています。 【第1回審議後 事後回答】 ・当初計画どおり現地調査を実施します。
46	生態系	中村寛志委員	【第1回審議】 ・最初に現地の生態系の状況を確認し、供用後にどのように変化するかという比較により予測するという方法はいかがか。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等		【第1回審議回答】 ・生態系の予測の考え方ですが、ご指摘のとおり計画地周辺の環境類型区分を行い、注目種を選定して、それに対する予測を行うといった流れで対応することを考えています。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
47	景観	亀山 委員長	【第1回審議】 ・都市計画法で住環境として良いものとして指定されている風致地区については、もう少し言及しておく必要があるのではないか。	指摘事項		周辺の住環境をより把握するため、都市計画法に基づく風致地区に係る説明を追加すること。	【第1回審議後 事後回答】 ・準備書以降の地域概況の中で風致地区に係る説明文を追加します。
48	景観	梅崎 委員	【第1回審議 事後意見】 ・煙突が周囲の風景となじむよう、デザインを工夫されてはどうか。 もしくはこの周辺は観光地であるため、ランドマークや展望台的要素を加え、観光資源として活用してはどうか。	記録	事業計画に対する提言等		【事業者見解】 ・意見を踏まえて、今後、煙突のデザイン等について検討を進めます。
49	景観	梅崎 委員	【第1回審議 事後意見】 ・景観について公共施設からのモニターージュによる予測を行うこととされているが、幹線道路からは同様に調査しなくてよいか。車で走っていると気になるので、意識されてはどうか。	意見			【事業者見解】 ・幹線道路におけるドライバーからの視点は移動眺望点となり、予測評価が難しいと考えております。
50	景観	梅崎 委員	【第2回審議】 ・幹線道路からのモニターージュによる予測は難しいという事業者見解である。移動視点としては難しいと思うが、こういった場所から景観を調査し評価するかという中に、幹線道路を追加してはどうかということで、例えばある程度大きく眺望ができる場所や、交差点といった場所での視点についても入れてみてはどうか。 【亀山委員長】 ・ドライバーからの視点だけの見方だけでなく、幹線道路沿いには多くの目が集まるため、そういった視点で見ていただきたい。	意見	番号49, 50を 集約	景観の予測評価については記載の調査地点に加えて、幹線道路の眺望が良い場所や交差点等を調査地点に設定するよう、検討すること。	【第2回審議回答】 ・ご指摘を踏まえ、幹線道路沿いで調査地点の追加検討を行います。 【第2回審議後 事後回答】 ・景観に係る調査地点として対象事業実施区域(建設候補地)を眺望できる幹線道路の代表地点である「ふるさと農道」のふるさと大橋付近を追加します。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
51	景観 触れ合い活動の場	亀山 委員長	【第1回審議】 ・触れ合い活動の場については、利用者の目線について押さえていただきたい。眺望という点でも、ゲレンデを利用しているスキーヤーの目前に処理施設が存在することとなり、まともに見ながら滑走することとなり、そういったものについての配慮をすべきである。	意見			【第1回審議回答】 ・スキー場のセンターハウスからということで考えていました。ゲレンデからということも、検討したいと思います。 【第1回審議後 事後回答】 ・触れ合い活動の場の調査項目である「利用状況・資源状況・周辺環境の情報」の調査方法として、施設管理者からの聞き取りに加え、利用者への聞き取りも追加いたします。 ・景観項目の調査地点No.1佐久スキーガーデンパラダ(北パラダセンターハウス)にゲレンデも追加します。
52	触れ合い活動の場	亀山 委員長	【第1回審議】 ・スキー場の利用者も夏は利用しないという前提で考えない方が良く、夏も利用されるスキー場もあるため、利用状況をしっかりと把握する必要がある。	意見	番号 51, 52, 53を 集約	触れ合い活動の場の予測評価においては、隣接するスキー場の利用者にも配慮し、利用者への聞き取りや、利用状況を十分把握するための調査を実施すること。	【第1回審議回答】 ・触れ合い活動の場としてスキー場を重要視していないのご指摘をいただいたわけですが、P3-90~93にかけて、主な触れ合い活動の場として、南北パラダ、平尾山公園を含め整理をしていますし、認識もしております。P4-78、79にてそのような視点を踏まえ、調査地点として記載しております。表現の中で漏れているということで、修正いたします。
53	触れ合い活動の場	陸 委員	【第1回審議】 ・スキー場の利用状況については施設管理者への聞き取りを1回行うこととなっているが、利用者への聞き取りも行っていたら、併せて複数回の聞き取りも検討していただきたい。	意見			【第1回審議回答】 ・スキーヤーへのヒアリング及び回数については、追加の方向で検討いたします。 触れ合い活動の場の分布については、表現がわかりにくかったと思いますが、4-79にある5地点の場の状況を現場で確認し、写真撮影を含め、踏査するという内容です。 【第1回審議後 事後回答】 ・触れ合い活動の場の調査項目である「利用状況・資源状況・周辺環境の情報」の調査方法として、施設管理者からの聞き取りに加え、利用者への聞き取りも追加いたします。
54	触れ合い活動の場	亀山 委員長	【第1回審議】 ・方法書の関係法令に係る規制の表に、雪窓公園や平尾山の公園など、都市計画法に基づく都市公園が記載されていない。都市計画法で指定となっているエリアについては記載すること。	指摘事項		都市計画法に係る都市公園については、分布状況を記載すること。	【第1回審議後 事後回答】 ・都市公園に係る分布図を追加作成し、別添資料のとおりお示しいたします。

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
55	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場の分布を現地踏査で確認することとなっているが、具体的にはどういった調査となるか。 ・写真を撮るだけではなく、利用者への聞き取り調査により事業着手前の現況を把握した上、工事中及び供用後に聞き取り調査を行い比較する必要があるのではないか。 	意見	番号55, 56を集約	対象事業実施区域周辺の触れ合い活動の場に係る調査については、季節変動を十分考慮し、適切な調査の日程を選定すること。また近隣には利用者の多い施設が存在することから、必要により事後調査の実施を検討すること。	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場の分布については、表現がわかりにくかったと思いますが、P4-79にある5地点の場の状況を現場で確認し、写真撮影を含め、踏査するという内容です。 【第1回審議後 事後回答】 ・触れ合い活動の場の調査項目である「利用状況・資源状況・周辺環境の情報」の調査方法として、施設管理者からの聞き取りに加え、利用者への聞き取りも追加いたします。 ・事後調査の必要性については、影響予測結果を踏まえ検討します。
56	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査日の選定に当たっては、利用の実態を把握できるような曜日や天気を考慮していただきたい。 	意見			<p>【第1回審議後 事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査日の選定方法については、利用実態を踏まえ、適切に設定します。
57	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場の調査については5地点選定しているが、触れ合い活動の場と景観は関係が深いので、景観の調査地点のうちNo. 2、No. 3及びNo. 7については、多くの方が何らかの触れ合い活動をされているようなら触れ合い活動の場の調査地点に加えてはいかがか。 	記録	自主対応に関する提言等	<p>【第1回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観調査地点No. 3の飯綱タウンについては、住民の方よりよく眺望できるというご意見を踏まえ設定しており、特段その場所が触れ合い活動の場となっているという現状はありません。そういったところを踏まえ、再考いたします。 【第1回審議後 事後回答】 ・景観調査地点No. 2中山道小田井宿跡は町並みが御代田町指定の史跡となっているが、一般の住宅であり、広く見学者等を受け入れる施設はなく、触れ合い活動の場としての位置付けではないと判断されます。景観調査地点No. 7越生学園グラウンド付近は、そのグラウンドが学校法人の施設であり、不特定多数の利用を供するものでないため、触れ合い活動の場には該当しません。以上のことから当初計画どおり計5地点を、触れ合い活動の場の調査地点として選定します。 	
58	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部北陸自然歩道について、「浅間を望む佐久平の道」に関する記載をすることとなっているが、それに加えて長野県のHPには「浅間高原追分の道」についても掲載されており、こちらはどうかされるか。また自然歩道を対象に加える場合、現地調査地点に追加されるのか。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	<p>【第2回審議回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浅間高原追分のみち」は、今回の予備調査範囲の北側ぎりぎりの部分に入るかどうかといった場所ですので、今一度確認し、整理をさせていただくとともに、触れ合い活動の場の調査対象として選定するかということを含め、検討させていただきます。 【第2回審議後 事後回答】 ・「浅間高原追分のみち」については、対象事業実施区域(建設候補地)の北側に位置していることを確認しましたが、5km程度離れており、本事業との関連性は低いものと考えます。そのため、準備書以降の地域概況には情報を追記するものの、触れ合い活動の場の調査対象としないこととします。 	

番号	方法書区分	委員名	発言要旨	区分	摘 要	委員会意見又は 指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明、見解等要旨
59	文化財	亀山 委員長	【第1回審議】 ・文化財について、環境影響評価項目への非選定理由を記載していただきたい。対象事業実施区域周辺には多くの文化財が存在することを認識する必要があると思う。	指摘事項		文化財を非選定項目とした理由を記載すること。	【第1回審議後 事後回答】 ・準備書以降において、文化財項目の非選定理由を追記します。